

「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の変更の骨子案」からの変更箇所一覧

意見募集案	変更後	変更理由																		
<p>別表3 重点地区関係</p> <p>1. 景観形成地区</p> <p>(29)中高層住宅地区(佐竹台5丁目(1))</p> <p>ウ. 面積・・・約0.8ha</p> <p>キ. 基準</p> <p>a. 建築物</p> <p>1. 全体計画・配置等</p> <p>(8)敷地内に照明灯を設置する場合は、色温度や配置などを工夫し、夜間景観に配慮する。</p> <p>3. 形態意匠及び素材</p> <p>(4)外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺景観と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="241 1098 797 1342"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0以上 8.5以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>5.0以上 8.5以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	無彩色	5.0以上 8.5以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0以上 8.5以下	3.0以下	<p>別表3 重点地区関係</p> <p>1. 景観形成地区</p> <p>(29)中高層住宅地区(佐竹台5丁目(1))</p> <p>ウ. 面積・・・約0.7ha</p> <p>キ. 基準</p> <p>a. 建築物</p> <p>1. 全体計画・配置等</p> <p>(8)敷地内に照明灯を設置する場合は、色温度や配置、<b>配光</b>などを工夫し、夜間景観に配慮する。</p> <p>3. 形態意匠及び素材</p> <p>(4)外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺景観と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="846 1098 1402 1342"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0以上 8.5以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・Y(黄)</td> <td>5.0以上 8.5以下</td> <td><b>3.0未満</b></td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	無彩色	5.0以上 8.5以下	—	R(赤)・Y(黄)	5.0以上 8.5以下	<b>3.0未満</b>	<p>ウ. 面積が誤っていたため修正しました。</p> <p>(8)配光についても工夫してもらうよう追記しました。</p> <p>R(赤)・Y(黄)は、別表2において、彩度を3.0未満としている色相があるため、3.0以</p>
色相	明度	彩度																		
無彩色	5.0以上 8.5以下	—																		
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0以上 8.5以下	3.0以下																		
色相	明度	彩度																		
無彩色	5.0以上 8.5以下	—																		
R(赤)・Y(黄)	5.0以上 8.5以下	<b>3.0未満</b>																		

「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の変更の骨子案」からの変更箇所一覧

<table border="1"> <tr> <td>その他の色相</td> <td>5.0以上 7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </table>	その他の色相	5.0以上 7.0以下	2.0以下	<table border="1"> <tr> <td>Y R(黄)</td> <td>5.0以上 8.5以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> </table>	Y R(黄)	5.0以上 8.5以下	3.0以下	<p>下から 3.0 未満に修正しました。</p>
その他の色相	5.0以上 7.0以下	2.0以下						
Y R(黄)	5.0以上 8.5以下	3.0以下						
	<table border="1"> <tr> <td>その他の色相</td> <td>5.0以上 7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </table>	その他の色相	5.0以上 7.0以下	2.0以下				
その他の色相	5.0以上 7.0以下	2.0以下						
<p>7. 植栽</p> <p>(3)道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。</p> <p>(30)戸建・低層住宅地区(佐竹台5丁目(2))</p> <p>キ. 基準</p> <p>a. 建築物</p> <p>1. 全体計画・配置等</p> <p>(4)敷地内に照明灯を設置する場合は、色温度や配置などを工夫し、夜間景観に配慮する。</p> <p>3. 外壁の形態意匠及び素材</p> <p>(2)色彩は周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。</p> <p>(3)アクセントカラー以外の色彩は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色、配色とする。</p> <p>(4)道路に面する部分の意匠は、開口部を設ける、</p>	<p>7. 植栽</p> <p>(3)道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地の<del>緑</del>とのつながりにも配慮する。</p> <p>(30)戸建・低層住宅地区(佐竹台5丁目(2))</p> <p>キ. 基準</p> <p>a. 建築物</p> <p>1. 全体計画・配置等</p> <p>(4)敷地内に照明灯を設置する場合は、色温度や配置、<del>配光</del>などを工夫し、夜間景観に配慮する。</p> <p>3. 外壁の形態意匠及び素材</p> <p>(2)色彩は周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。</p> <p><del>(3)アクセントカラー以外の色彩は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色、配色とする。</del></p> <p>(3)道路に面する部分の意匠は、開口部を設ける、</p>	<p>(3)ひらがなから漢字の「緑」に修正しました。</p> <p>(4)配光についても工夫してもらうよう追記しました。</p> <p>(3)は(2)と同じ内容であったため、削除しました。</p> <p>上記変更に伴い、番号を(4)から(3)に修正</p>						

「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の変更の骨子案」からの変更箇所一覧

<p>凹凸による陰影をつけるなど単調な壁面とならないものとする。</p> <p>(5)質感、素材感のある素材とする。</p> <p>4. 敷際</p> <p>(3)隣地境界にフェンスを設ける場合は、道路境界から 500mm以上控えて設置し、隣接地のみどりのつながりに配慮する。</p> <p>6. 植栽</p> <p>(2)道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりのつながりにも配慮する。</p> <p>(31)中高層住宅地区(津雲台6丁目(1))</p> <p>キ. 基準</p> <p>a. 建築物</p> <p>1. 全体計画・配置等</p> <p>(8)敷地内に照明灯を設置する場合は、色温度や配置などを工夫し、夜間景観に配慮する。</p> <p>(9)鉄道沿線からの見え方に配慮した全体計画とする。</p> <p>3. 形態意匠及び素材</p>	<p>凹凸による陰影をつけるなど単調な壁面とならないものとする。</p> <p>(4)質感、素材感のある素材とする。</p> <p>4. 敷際</p> <p>(3)隣地境界にフェンスを設ける場合は、道路境界から 500mm以上控えて設置し、隣接地の緑とのつながりに配慮する。</p> <p>6. 植栽</p> <p>(2)道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地の緑とのつながりにも配慮する。</p> <p>(31)中高層住宅地区(津雲台6丁目(1))</p> <p>キ. 基準</p> <p>a. 建築物</p> <p>1. 全体計画・配置等</p> <p>(8)敷地内に照明灯を設置する場合は、色温度や配置、配光などを工夫し、夜間景観に配慮する。</p> <p>(9)モノレールの車窓からの見え方に配慮した全体計画とする。</p> <p>3. 形態意匠及び素材</p>	<p>しました。</p> <p>上記変更に伴い、番号を(5)から(4)に修正しました。</p> <p>(3) ひらがなから漢字の「緑」に修正しました。</p> <p>(2)ひらがなから漢字の「緑」に修正しました。</p> <p>(8) 配光についても工夫してもらうよう追記しました。</p> <p>(9)具体的な表現とするため、修正しました。</p>
--	---	---

「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の変更の骨子案」からの変更箇所一覧

<p>(4)外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺景観と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="241 422 795 766"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0以上 8.5以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>5.0以上 8.5以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>5.0以上 7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>7. 植栽 (3)道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとつながりにも配慮する。</p>	色相	明度	彩度	無彩色	5.0以上 8.5以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0以上 8.5以下	3.0以下	その他の色相	5.0以上 7.0以下	2.0以下	<p>(4)外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺景観と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="842 422 1395 861"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0以上 8.5以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・Y(黄)</td> <td>5.0以上 8.5以下</td> <td>3.0未満</td> </tr> <tr> <td>YR(黄赤)</td> <td>5.0以上 8.5以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>5.0以上 7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>7. 植栽 (3)道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地の緑とつながりにも配慮する。</p>	色相	明度	彩度	無彩色	5.0以上 8.5以下	—	R(赤)・Y(黄)	5.0以上 8.5以下	3.0未満	YR(黄赤)	5.0以上 8.5以下	3.0以下	その他の色相	5.0以上 7.0以下	2.0以下	<p>R(赤)・Y(黄)は、別表2において、彩度を3.0未満としている色相があるため、3.0以下から3.0未満に修正しました。</p> <p>(3)ひらがなから漢字の「緑」に修正しました。</p>
色相	明度	彩度																											
無彩色	5.0以上 8.5以下	—																											
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0以上 8.5以下	3.0以下																											
その他の色相	5.0以上 7.0以下	2.0以下																											
色相	明度	彩度																											
無彩色	5.0以上 8.5以下	—																											
R(赤)・Y(黄)	5.0以上 8.5以下	3.0未満																											
YR(黄赤)	5.0以上 8.5以下	3.0以下																											
その他の色相	5.0以上 7.0以下	2.0以下																											